

令和元年 8 月 28 日

1. 出席議員

1 番	中 島	信 二	12 番	服 部	良 一
2 番	高 山	正 信	13 番	大 坪	久美子
3 番	青 木	勉	14 番	寺 尾	高 良
4 番	川 口	堅 志	15 番	栗 原	吉 平
5 番	橋 本	正 敏	16 番	三 角	真 弓
6 番	田 中	栄 一	17 番	森	茂 生
7 番	堤	康 幸	19 番	井 上	賢 治
8 番	高 橋	信 広	20 番	川 口	誠 二
9 番	石 橋	義 博	21 番	松 崎	辰 義
10 番	牛 島	孝 之	22 番	角 田	恵 一
11 番	萩 尾	洋			

2. 欠席議員

18 番 栗 山 徹 雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 井 明 子
事務局参事兼次長	秋 山 勲
主 任	信 國 美保子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
健康福祉部	長	白坂	正彦
建設経済部	長	松延	久良
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
地域振興課	長	平	武文
税	務	丸山	隆
環	境	牛島	憲治
福	祉	栗山	哲也
子育て支援課	長	平島	英敏
林業振興課	長	若杉	信嘉
商工・企業誘致課	長	仁賀木	大助
人権・同和教育課	長	坂田	智子
監	査	金納	恵理
監	査	倉員	恒雄

議事日程第1号

令和元年8月28日（水） 開会・開議 午後2時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

午後2時 開会

○議長（角田恵一君）

皆様こんにちは。開会前に報告等をさせていただきたいと思います。

今回の豪雨によりまして、本日の開会そのものが10時から2時ということで時間を変更させていただきました。そのことについてはまた、この本会議終了後、全員協議会のほうでいろいろ災害対策については対応させていただきたいと思いますが、先ほど議会運営委員会を開催していただきまして、今後の日程等について確認をさせていただきました。

その結果、当初の計画どおり、本日は議事日程第1号の1日目の日程をそのとおりに行うと、その後の日程等についても当初審議していただいておりますとおりの日程をやっていくということになっております。ただ、途中、あすにでもまた気象の関係も含めて豪雨等が予想された場合、またいろいろな状況の変化によっては変わるかと思いますが、そのときにはまたその都度、議会運営委員会を開催していただきながら、日程等についてはお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうについては予定どおりということで御理解をお願いしたいと思います。

今会期中、議場内での撮影機器の使用を許可しておりますので、御了承願ひます。

お知らせいたします。説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

また、報告第10号、認定第1号及び認定第2号の審査結果報告のため代表監査委員の出席を求めています。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、令和元年第5回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月20日までの24日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの24日間に決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、タブレットに配信しております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において5番橋本正敏議員、17番森茂生議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告5件、議案9件、認定2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第6号から認定第2号まで計16件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和元年第5回の八女市議会9月定例会の開会に先立ち、昨日から引き続く大雨の状況につきまして述べさせていただきます。

本市におきましては昨日からの大雨により、本日午前2時40分に土砂災害警戒情報が発表され、同じく午前3時27分には洪水警報が、午前5時50分には特別警報が発表されております。

市といたしましては、昨日の午後6時に災害警戒本部を、本日午前5時50分に災害対策本

部を設置しながら対応に当たっているところでございます。

市内23カ所の指定避難所を開設の上、本日午前6時30分に避難勧告を行い、矢部川が氾濫危険水位を超えたため、午前7時20分に矢部川流域の浸水想定区域について避難指示を行いました。

被災をされた市民の皆様には心よりお見舞い申し上げます。特に、極めて残念でございますけれども、お一人のとうとい命を亡くす結果となりました。亡くなられた方へ心からお見舞いを申し上げ、御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

現在も特別警報が継続しておりますが、市民の安全を確保するため、万全を期す所存でございますので、議会の皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

本日は令和元年第5回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、報告5件、議案9件及び認定2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告第6号 株式会社クリエイトやべの平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成30年度決算書をお願いいたします。

1ページには平成30年度に実施しました業務の概要及び庶務事項を記載しております。

2ページの貸借対照表は令和元年5月31日現在における資産及び負債現在高を記載しているものでございます。

資産から負債を差し引いた純資産は49,987,784円で、負債及び純資産の合計は51,429,922円となっております。

3ページの株主資本等変動計算書は貸借対照表の純資産の変動状況を記載したものでございます。

4ページには損益計算書、5ページには販売費及び一般管理費内訳書を記載しております。

次に、別冊2の令和元年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページには各業務における令和元年度の方針を記載しております。

2ページには令和元年度の収支予算書を記載しており、当期収入及び支出は、それぞれ44,530千円となっております。

報告第7号 一般財団法人星のふるさとの平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成30年度決算書をお願いいたします。

2ページ前段には、法人の概況を説明するため、役員、職員数に関する事項及び指定管理業務の概要について記載しております。

次に、2ページ後段から3ページには、事業の状況として星の文化館、茶の文化館の事業や星のふるさと公園の管理事業などについて記載しております。

続いて、平成30年度の決算について御説明申し上げます。

まず、4ページの貸借対照表は平成31年3月31日現在における資産及び負債現在高を記載しております。

資産合計は基本財産引当資産395,000千円を含む425,007,248円、負債合計は11,854,313円となっており、正味財産合計は413,152,935円でございます。

5ページから6ページに正味財産増減計算書を、7ページから8ページには収支計算書を、9ページに財産目録を記載しております。

次に、別冊2の平成31年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1ページから3ページには基本方針と主な事業内容について記載しております。

4ページから5ページには収支予算書を記載しており、当期収入及び支出は、それぞれ182,612千円となっております。

報告第8号 一般財団法人秘境柚の里の平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成30年度決算書を願ひいたします。

1ページ前段には、法人の概況を説明するため、役員及び従業員に関する事項、基本財産や指定管理料について記載しております。

1ページ後段から2ページ前段には平成30年度に実施しました事業の状況について記載しております。

2ページの後段には柚の里溪流公園の収入状況及び利用者数について記載しております。

3ページの貸借対照表は、秘境柚の里の財政状況を明らかにするため、平成31年3月31日現在における資産及び負債の現在高を記載しているものでございます。

資産から負債を差し引いた正味財産額は132,114,752円、負債及び正味財産の合計額は133,491,096円となっております。

4ページは正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書、5ページには補足資料として基本財産の増減額及びその残高、当財団に出捐している団体及び金額について記載しております。

次に、別冊2の令和元年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1ページから2ページには、令和元年度の法人の概況や秘境柚の里の管理運営や都市との交流促進などを初めとする主な事業内容について記載しております。

3ページには令和元年度の収支予算書を記載しており、当期収入及び支出は、それぞれ30,930千円となっております。

報告第9号 一般財団法人FM八女の平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成30年度決算書を申し上げます。

1ページから2ページには平成30年度にFM八女が実施した事業について記載しています。

4ページから5ページの貸借対照表は、平成31年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高を記載しているものでございます。

資産の合計と負債及び正味財産の合計は、それぞれ56,064,298円となっております。

6ページから7ページには正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書を記載しております。

平成30年度の正味財産期末残高は51,464,628円となっております。

次に、別冊2の平成31年度事業計画及び予算書を申し上げます。

1ページから2ページには平成31年度の事業計画で放送事業及び観光事業についての主な事業内容を記載しております。

3ページから5ページには平成31年度の予算を記載しており、当期収入及び支出は、放送事業36,702千円、観光事業29,883千円の合計で66,585千円となっております。

報告第10号 平成30年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

別紙1をごらんください。

表の下段の括弧書きは国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して本市のそれぞれの比率をごらんください。

一般会計、住宅新築資金等貸付事業費特別会計及び矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については、黒字でございますので、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は平成28年度決算から平成30年度決算までの平均数値でございます。

普通会計と公営企業会計などを合わせた起債の償還元利金などが標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。借入金については、今後ともできる限り慎重に対処してまいりたいと考えております。

将来負担比率は、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などが基礎となり、標準財政規模などに占める割合によって判断されるもので、早期健全化基準が350%となっております。平成30年度は地方債残高などが減少し、将来負担額が充当可能財源などを下回ったため、将来負担比率はマイナスとなり、ハイフンと表示しております。将来の八女市を担う

子どもたちに負の遺産を残さないためにも、今後も健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2をごらんください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法などに属する会計の資金不足の状況でございます。

平成30年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんので、ハイフンと表示しております。

議案第56号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑登録に旧氏が用いられるようになるため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第57号 八女市民会館条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市の公共施設について定められている50本の条例について、市の収入となる使用料及び指定管理者に収受させる上限額を定めている利用料金の見直しを中心とした改正をしようとするものでございます。

今回の改正理由は、大きく2つでございます。

1つ目は、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴う規定の見直しでございます。平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられた際には九州北部豪雨災害からの復興を最優先として、市民の負担軽減を図るため額の引き上げは行っておりませんでした。今回、施設利用者の負担の適正化の観点から、使用料などの額について消費税率の引き上げを反映したものに見直すものでございます。

2つ目は、合併以後の新八女市における統一的な料金体系を構築するための規定の見直しでございます。平成22年2月1日の市町村合併により市内全域にさまざまな公共施設が配置されておりますが、使用料などの額につきましては、これまで合併前の経緯を反映したものでございました。今回、合併後10年の区切りを迎えようとする中で、新八女市としての一体化とともに、施設の利用を拡大したことを踏まえて、類似施設との均衡を主眼とした使用料などの額の平準化を図ることにより市民の皆様の納得が得られる公平な料金体系を構築しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、周知期間を考慮して、令和2年4月1日からとしております。

議案第58号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修を実施できるものとして、従来の都道府県知事のほか、新たに指定都市の長を加えるため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

なお、附則において関係条例の整備を図るものでございます。

議案第60号 権利の放棄について御説明申し上げます。

今回、権利の放棄をしようとする債権は八女市営住宅使用料であり、これ以上回収できる見込みがないものでございます。

理由といたしましては、市営住宅の家賃滞納による債務の名義人が死亡し、複数いる相続人については、死亡または相続放棄としており、名義人の連帯保証人も死亡しているというものでございます。

議案第61号 財産の減額貸付けについて御説明申し上げます。

本案は、旧木屋小学校の土地及び建物を、完全室内水耕栽培システム事業を計画している事業者に対し、減額して貸し付けようとするものでございます。

この旧木屋小学校の利活用につきましては、木屋地域の活性化と雇用の創出を目的として平成28年5月より八女市のホームページを通じて企業を募集してまいりました。この間、数社の企業から電話をいただき、その都度、事業内容の審査をしてまいりましたが、株式会社ハコブネからの提案は地域の活性化と雇用の創出を期待できることから、貸付予定者として選定したものでございます。

なお、貸付財産である学校施設を水耕栽培システム事業に適した施設として整備する改修工事には多額の費用を要しますが、減額して貸し付けることにより貸付予定者の経済的負担を軽減し、安定した事業運営を確立するものでございます。また、貸付予定者の提案内容につきましては地元木屋地区の全ての行政区長に説明を行ったところです。その後、地元の御意見をお伺いしたところ、今回の貸し付けについて同意をいただくとともに、貸付予定者を歓迎する旨、回答をいただいているところでございます。

議案第62号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

このたび市道路線の変更をお願いいたしますのは、その他市道、岡山300号線でございます。

この路線については、道路改良事業に伴い、路線の起点位置及び延長などを変更するもの

でございます。詳細につきましては参考資料として図面を掲載しておりますので、よろしく
お願いいたします。

議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、375,575千円を追加し、総額は37,504,020千円となりま
す。

第2条は債務負担行為の補正で、4ページで説明しておりますとおり、外国語指導助手派
遣事業の追加でございます。

第3条は地方債の補正で、5ページで説明しておりますとおり、緊急自然災害防止対策事
業、辺地対策事業、過疎対策事業の限度額の変更でございます。

では、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

子育てのための施設等利用給付費、かんがい施設整備工事費、荒廃森林整備工事費や道路、
河川維持、改良工事費などがございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

子育てのための施設等利用給付費負担金、荒廃森林整備事業交付金、地方債及び前年度繰
越金の増額などがございます。

議案第64号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説
明申し上げます。

今回の補正は保険事業勘定の補正で、4,438千円を追加し、総額は7,967,301千円となりま
す。

歳出の内容につきましては、前年度の地域支援事業費の精算に伴う返還金と介護保険制度
改正に伴うシステム改修費等、増額するものでございます。

また、歳入につきましては、前年度繰越金及び介護保険制度改正に伴うシステム改修に対
する国庫補助金と一般会計からの事務費繰入金でございます。

認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成30年度八女市一般会計の当初予算は35,580,000千円でしたが、その後の補正
などにより最終予算現額は38,251,968,079円となっております。

これに対し、決算額は、歳入総額が37,086,171,444円、歳出総額が35,883,610,905円で、
歳入歳出差し引き額は1,202,560,539円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差し引き額から令和元年度へ繰り越すべき財源236,296,560
円を差し引いて、966,263,979円となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により1億円を財政調整基金に積み立てをいた
しております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では工

事費の執行残や経常経費などの節減によるものであります。

特別会計につきましては、住宅新築資金等貸付事業費特別会計で85,892,124円の赤字決算となりましたので、令和元年度より繰り上げ充用を行っております。

他の会計につきましては、それぞれ実質収支は黒字となっております。

以上が歳入歳出決算の概要でございますが、決算の状況を決算に係る主要施策の実績報告書に掲載しておりますので、御参照ください。

認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

平成30年度も水道水の安定供給に努めております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事などを行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が1万2,740戸、総有収水量が254万4,623立方メートル、給水収益が623,671,882円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は121,347,364円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では水道事業の営業活動に伴う水道料金などの収益とそれに対応する費用を計上しております。

収入は水道事業収益として797,620,285円の決算額となっております。

支出は水道事業費用として671,720,594円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は資本的収入として57,630,634円の決算額となっております。

支出は資本的支出として230,472,979円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

また、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第10号、認定第1号及び認定第2号の審査結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

○監査委員（倉員恒雄君）

決算審査について御報告いたします。

報告第10号並びに認定第1号及び第2号の決算にかかわる審査につきましては、浅田監査委員とともに関係職員から詳細な説明を受け、内容について慎重に審査をいたしました。その結果につきまして御報告いたします。

まず、報告第10号、平成30年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、平成30年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号、平成30年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び10件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は56,683,164,684円でございます。一方、歳出の総額は54,978,699,534円でございます。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書その他政令で定められた書類様式の合规性、計数の正確性、歳入歳出予算執行の適法性、財務の執行及び予算の不用額並びに予算の流用等に主眼を置き、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、地方自治法施行規則で定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、平成30年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号、平成30年度八女市水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計の決算書及び附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、水道事業会計につきましては、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか附属書類は、いずれも関係法令に従って作成され、か

つ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたところでございます。

以上、認定第1号及び第2号にかかわる決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

以上をもちまして決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は9月2日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時43分 散会